

「特商法川柳」はいかが？

消費者トラブル関連でよく聞く「特商法」(正式には「特定商取引法」)。違法・悪質な勧誘行為などを防止し、消費者の利益を守る法律です。ホクネットにとっても重要な法律ですが、知名度はまだまだ。そこで、「特商法の抜本的改正を求める全国連絡会」のメンバーから、運動を盛り上げるため「特商法川柳」が提唱されました。作品の一部を紹介します=別表=。みなさんも一句いかがですか。

シロアリが 家を倒すと 500万

→床下にシロアリがないのに…

モシモシに 応じたばかりに 貯金ゼロ

→不当な電話勧誘販売に注意を

若者に マルチ儲かると ウソをつき

→マルチ商法は違法です

またピンポン 守ってくれるの 特商法

→訪問販売には注意が必要

ショップチャンに また煽られて 受話器持つ

→通信販売は手軽だからねえ

4月13日に日弁連シンポ

日本弁護士連合会は、シンポジウム「消費者契約法と消費者裁判手続特例法のこれから」を4月13日(木)午後6時からウェブ会議システム Zoom を利用して開催します。ホクネットの町村泰貴理事(成城大学教授)らが、これまでの法改正と今後の課題について解説するほか、パネルディスカッションで議論を深めます。参加は無料、事前申し込みは不要です。視聴希望者は、日弁連ウェブサイトに掲載される URL またはウェビナーID から参加できます。詳しくは日弁連のホームページをご覧ください。



会員加入と寄付ご協力のおねがい
活動の一層の充実のために、会員加入および寄付金のご協力をお願いしております。ホクネットへの寄付金は税額控除の対象となります。

寄付金合計額
ご協力ありがとうございます
4,489,925 円
R4.4.1~R5.2.28
前年同期比
4,030,239 円減

「いいかい、同じイチゴあめでも、入り口近くと奥にある店は値段が違うよ」「あしたは値上がりするよ」。親子で話しながら、店を選びました▼1等のゲームソフト欲しさにくじを引けば「はい、アタマが良くなる消しゴム」と外れ続きで財布は空っぽ、茫然自失。連日の出店通いで「イチゴあめ、3日目は値段が倍だ」と気づくなど、小銭入れを手に用心しながら楽しんだのは貴重でした。(渡辺)

編集後記

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体

認定 特定 非営利 活動 法人

消費者支援ネット北海道

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろウビル3階

MAIL: info_hokkaido@hocnet1222.jp

Facebook:hocnet1222 Twitter:hocnet20162

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

ホクネット

第81号 ホクネット通信

もくじ

- 2 ページ… 「消費者裁判」「若者のトラブル」啓発動画が完成
- 3 ページ… 北海道産地直送センターから回答。申入書とは大きな隔たり
- 4 ページ… 「特商法川柳」いかがですか

事業4年目で最高実績

22年度若年者セミナー 17講座、約1500人参加

2022年度実施 若年者向け消費者教育セミナー				
【2022年】				
依頼校	日程	場所	テーマ	参加者(人)
札幌科学技術専門学校 ▽建築学科学科	6/3	札幌市	「契約の基本知識」「若年者が陥りやすい悪質商法」	22
同▽情報システム学科	6/3			39
同▽バイオテクノロジー学科	6/9			23
札幌大谷大学▽社会学部2年生	6/16	札幌市	「被害者にも加害者にもならない3つのポイント」	57
札幌科学技術専門学校 ▽自然環境学科▽自動車工学科	7/4	札幌市	「契約の基本知識」「若年者が陥りやすい悪質商法」	24
旭川実業高校▽商業科1年生	7/20	旭川市	「インターネットのトラブル」「若者が陥りやすい消費者トラブル」	56
北海道千歳リハビリテーション大学▽1年生	7/21	千歳市	「契約の基礎知識」「若者が陥りやすい消費者トラブル」「インターネットトラブル」	106
駒沢看護専門学校▽1年生	7/22	岩見沢市	「契約の基礎知識」「インターネットトラブル」	40
旭川理容美容専門学校	9/7	旭川市	「クレジット・電子マネー」	103
北海道歯科衛生士専門学校▽3年生	9/9	札幌市	「インターネットトラブル」	34
専門学校北海道自動車整備大学校▽1年生	9/14	札幌市	「契約の基礎知識」「クレジット・電子マネー」	81
北見情報ビジネス専門学校(ZOOM)	9/26	北見市		72
北見高校高等専修学校(ZOOM)	11/7	北見市	「契約の基礎知識」「若年者が陥りやすい消費者トラブル」	104
札幌日本大学高等学校▽3年生	12/13	北広島市		132
オホーツク社会福祉専門学校(ZOOM)	12/16	北見市		149
【2023年】 は開催予定				
駒沢看護専門学校▽3年生	2/27	岩見沢市	「契約の基礎知識」「インターネットトラブル」	50
北海道高等学校▽2年生	3/15	札幌市	「18歳成人に向けて」	400

13校17講座 合計1492人

ホクネットの「若年者向け消費者教育セミナー(講師派遣事業)」が、実績を挙げています。2019年度の開始以降、コロナ禍で年間の講座数が低迷していましたが、4年目の22年度は実施予定も含めて17講座、受講者数は開催予定も含めて1492人と、いずれも最多となりました=表参照=。

若年者向け消費者教育セミナーは、北海道の委託を受け、私立中高、私立大学、専門学校を対象にホクネット会員の弁護士、司法書士、大学教授らを講師として無料で派遣するものです。

22年度の開催講座は専門学校11、高校、大学各3です。3講座がオンライン開催と柔軟に対応しています。「契約の基礎知識」「若者が陥りやすい消費者トラブル」が人気のテーマで、他の「インターネットトラブル」「クレジット」も含めてどれも若い世代が特に気を付けたい分野です。

コロナ禍と重なったためか、セミナーの年間開催数はこれまで10講座に届かない状況が続き、21年度は5講座、受講者567人でした。それが22年度に急増したのは、若年者の消費者被害の深刻化、成年年齢の引き下げなどが背景にあると思われます。

新年度の開催見込みなどについては、ホクネット事務局にお問い合わせください。

啓発動画、相次ぎ完成

消費者裁判の仕組み解説

ホクネットは、2022年度の北海道補助事業として、消費者裁判手続特例法について解説する啓発用の動画＝写真＝を作成し、2月にYouTubeで公開しました。ホクネットのホームページからも視聴できます。



町村泰貴理事が講師を担当しました。集団的消費者被害回復のための裁判の仕組みをPRする内容で、①特例法の概要②特定適格消費者団体③裁判手続④被害回復シミュレーションの4本（各15分）で構成。英会話スクールを解約したが、支払い済みの授業料を返還してくれないケースを例に、特定適

格消費者団体が被害者である消費者に代わって提起する裁判の流れや、消費者にとってのメリットなどを分かりやすく紹介しています。

若者のトラブル防ごう

また、札幌市委託事業「消費者行政専門的支援事業」の一環として、高校の先生を対象にした研修用動画8本（各15分）も、このほど完成しました。成年年齢が18歳に引き下げられたことなどを背景に消費者教育の充実を図るために学校などで活用される予定です。

動画は、若者に多いトラブルの防止と救済を目的としています。各巻のテーマは①契約とは何か②若者特有の広告への脆弱性③クレジットカード、電子決済④SNSに関するトラブル⑤美容・健康食品などの定期購入⑥マルチ商法⑦消費者センターなどの救済窓口⑧クーリング・オフと未成年者取消権一です。

講師は、ホクネットの道尻豊副理事長、原琢磨事務局長、番井菊世理事、細谷佳世美検討委員、稲川貴之検討委員、鈴木賢治監事が担当しました。

意見書は、「ステルスマーケティングは、客観的な第三者としての情報であるかのように装って消費者の商品・サービス購入に至る判断過程をゆがめるものであり、規制の必要性・緊急性がある」として告示案に賛成する一方、「実効的・効率的な法執行が課題」と指摘。そのうえで、優良誤認表示や有利誤認表示には該当しないものでも、消費者が広告であることを判別することが困難な表示に対して、適格消費者団体に差止請求権を付与することを検討すべきであると主張しています。

意見書はホクネットのホームページに掲載しています

ステルスマーケティング 規制案への意見書提出

ホクネットは、消費者庁がステルスマーケティングを、景品表示法に基づき不当表示として指定するために策定した「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」告示案と運用基準案に対する意見書を、2月17日付で消費者庁に提出しました。

ステルスマーケティングは、広告であるのに広告であることを隠す行為を指し、インターネットやSNS（交流サイト）上などで広く行われ、問題化しています。

利益相当額のみ返金

北海道産地直送センターが回答

ホクネットは、消費者庁が景品表示法に基づく措置命令を出した(株)北海道産地直送センター（札幌市）に対し、商品購入者に全額を返金することなどを求める申入書を送付していましたが、同社から1月15日付で回答書が届きました。回答は、同社の利益相当額を返金するという内容で、当団体の主張とは大きく隔たっています。

消費者庁の措置命令（昨年7月29日付）は、同社がウェブサイト上に表示したカニやサケなど34商品と、放送番組内で表示した加工食品のセット3商品が対象です。同社が「通常価格」と称して表示した価額は販売実績のないものだったほか、有償の商品を「プレゼント」と称し、無償で提供するかのように表示していました。これらは、実際の販売価格が通常価格に比べて安いかにように思わせるもので、景表法が禁じる「有利誤認」に当たります。

ホクネットは申入書（昨年11月16日付）で、①返金希望者には全額を返金する②代金未支払いの購入者で支払いを拒絶する場合は支払いの必要がない旨を告知し、代金を請求しないこと一を求めています。

エステ事業の一部譲渡

ヴィエリスに照会・再申入れ

ホクネットは、脱毛エステ事業者である(株)ヴィエリス（東京都）に対し、クーリング・オフまたは中途解約によって生じる精算金額を消費者に速やかに返還するよう申入れを行っていましたが、同社が昨年9月に事業の一部をGFA(株)（東京都）に譲渡したことが判明したため、ヴィエリスに対し、消費者との関係において、いずれの会社が不当利得の受益者になるかを照会するとともに、受益者が同社の場合は、速やかに返還するよう重ねて求める再申入書を2月17

日付で送付しました。

同時に、GAFに対しても、ヴィエリスとの契約・権利義務関係などを確認する照会書を送付しました。

サンコーポレーションに申入れ 賃貸借契約書に不当条項

ホクネットは、(株)サンコーポレーション（札幌市）に対し、同社が使用する賃貸借契約書等に消費者契約法に照らして改善を要するものや不当な条項があるため、当該条項の改善、使用中止または修正を求める申入書を1月19日付で送付しました。

申入れは、①賃貸借契約と重要事項説明書の内容に齟齬があり、適切でない②賃料等の滞納に対し「請求手数料」を定めた部分は、年14.6%の割合による遅延損害金に加えて賃借人に損害賠償または違約金の支払義務を負わせるものであり無効③来訪者等による行為について賃借人に損害賠償責任を負わせる条項は、消費者の利益を一方的に害するものであり無効④他の入居者が発する生活音に対する苦情について賃借人の対応が免除される条項は無効一などを主張しています。

同社に対しては、2017年にも申入れを行い、協議を終了してはいますが、新たな問題点が散見されたため、今回の申入れに至りました。

興創への照会終了

ホクネットは、有限会社興創（新潟市）に対し、2020年11月から、同社の家庭教師派遣契約書に消費者契約法及び特定商取引法に照らして疑義のある条項があるとして、その根拠等を照会し、検討してきましたが、同社が昨年9月、新潟地裁より破産手続開始決定を受けたため、照会を終了しました。

申入書、回答書などはホクネットのホームページに掲載しています